

令和8年度 保育所等入所のご案内



入園希望の方は、この案内をご覧ください、申し込みをしてください

吉田町役場 こども未来課 保育支援部門
〒421-0395
榛原郡吉田町住吉87番地
TEL 0548-33-2153

目 次

☐	申し込みにおける注意事項	1
☐	慣らし保育と入所可能日について（令和8年度から変更となります）	1
☐	小規模保育所について	2
☐	育児休業給付金の支給期間延長手続きに関する注意事項	2
☐	就労証明書について	2
☐	個人情報の取扱いについて	2
☐	入園申込み等におけるよくある質問について（Q&A）	2
1	入所の対象となる児童	3
2	給付認定について	4
3	令和8年4月1日入所の申し込みについて	5
4	令和8年5月以降入所の申し込み受付期間について	6
5	申し込みの確認事項について	6
6	町外からの申し込み、町外施設への申し込みについて	7
7	申し込みに必要な書類について	8
8	申し込みの流れ	9
9	利用者負担金（保育料）について	10
10	副食費（給食費）について	11
11	入園後の注意事項について	11
12	その他保育事業	12
☐	吉田町内の保育所等一覧表	13
13	幼稚園のご利用について	14
☐	吉田町内の幼稚園一覧表	14
☐	保育の実施基準及び調整項目	15
☐	吉田町の保育料	17



□ 申し込みにおける注意事項

必要書類を全て準備してから提出をお願いします。記入漏れ等不備があると受付できません。

また、後日提出する書類がある場合は一度書類を全て持ち帰っていただき、書類がそろってから提出をお願いします。

令和8年度年齢別クラス（4月1日時点の年齢でクラスが決まります。）

クラス年齢	生年月日
0 歳児	2025（R7）年 4 月 2 日 ～
1 歳児	2024（R6）年 4 月 2 日 ～ 2025（R7）年 4 月 1 日
2 歳児	2023（R5）年 4 月 2 日 ～ 2024（R6）年 4 月 1 日
3 歳児	2022（R4）年 4 月 2 日 ～ 2023（R5）年 4 月 1 日
4 歳児	2021（R3）年 4 月 2 日 ～ 2022（R4）年 4 月 1 日
5 歳児	2020（R2）年 4 月 2 日 ～ 2021（R3）年 4 月 1 日

□ 慣らし保育と入所可能日について（令和8年度から変更となります）

年齢や個人差はありますが、入所当初は数時間～午前中の保育となり、その後 3 週間程度で 1 日保育へと移行します。

そのため、仕事復職日（または就労予定日）の前月の 1 日から入所希望日として申し込みをすることが可能です。

なお、慣らし保育も通常の保育料がかかります。

（例）6 月 1 日復職・就労予定→5 月 1 日入所希望の申し込み可能

6 月 30 日復職・就労予定→5 月 1 日入所希望の申し込み可能

※月の途中からの入所はできません。

（例）町立保育園の慣らし保育のスケジュール

1 週目・・・9 時から 11 時まで（2 時間）

2 週目・・・9 時から 12 時 00 分（3 時間 00 分）

3 週目・・・9 時から 15 時 00 分（6 時間 00 分）

4 週目・・・通常保育の開始（8 時 15 分から 16 時 15 分まで）

・慣らし保育は、お子さんの状況、ご家庭の状況により、園と相談しながらすすめてください。

・小規模保育所の慣らし保育の詳細につきましては、各保育所で異なりますので、直接保育所へお問い合わせください。

□ 小規模保育所について

- ・小規模保育所とは0歳児～2歳児を対象とした、定員6人から19人の比較的小さな施設であり、規模の特性を生かした家庭的できめ細やかな保育を実施しています。
- ・保育料は町立保育料と変わりません。施設によって、延長保育料、保育用品代などの実費負担金等がかかる場合がありますので、各保育所にお問い合わせください。
- ・各小規模保育所には連携園が設定されており、卒園する児童を優先的に受け入れしています。また、連携園以外の保育所を希望する場合も、優先的に保育所を利用できるように、利用調整点の加点があります。

施設名	クローバー保育園	保育所 グロウアップ吉田園	プティ吉田園	グリュックリッヒ 保育園
連携園	すすき幼稚園 さゆり保育園	すみれ保育園 わかば保育園	わかば保育園	すみれ保育園

□ 育児休業給付金の支給期間延長手続きに関する注意事項

保育所等に入れなかった場合に、育児休業延長の予定がある方は、保育所入所の申請書をこども未来課に提出する前に、保護者の方が申込書等の写しをとって保管しておいてください。育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に必要となります。手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

□ 就労証明書について

令和8年度から、就労証明書の書式を改定しました。（吉田町ホームページ→メニュー→子育て応援→保育園→利用申し込みについて）からダウンロードできます。

- ・放課後児童クラブ、幼稚園の入所や現況届の書類と兼ねることができますので、必要な場合は写しをとっておいてください。
- ・就労証明書の有効期限は、申込時点で証明日から3カ月以内です。

□ 個人情報の取扱いについて

申請書類に記入していただく個人情報については、保育所等入所の審査に使用するものであり、他の目的で使用することは一切いたしません。

□ 入園申込み等におけるよくある質問について（Q&A）

保育所等利用および利用申し込みにあたり、よくある質問をとりまとめましたので、ご覧ください。



1 入所の対象となる児童

☐ 申し込みできる児童

保護者のいずれもが、次の（１）から（９）までのいずれかに該当するため、家庭で保育することができない児童です。

保育を必要とする証明については児童の保護者の書類が必要となります。

また、世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる 65 歳未満の方全員の書類の提出をお願いします。※提出がない場合は優先順位が下がります。

保育を必要とする事由	保護者の状況	入所できる期間
（１）就労している	1 か月 64 時間以上仕事をしている	就労が継続している期間
（２）産前・産後（注）	妊娠中または出産後間もない	出産予定日の 6 週間前の属する月の 1 日から産後 8 週間後の日の翌日の属する月末まで
（３）疾病・障害	病気又は心身に障害がある	家庭で保育が可能となる日まで
（４）介護・看護	同居又は長期入院している親族を常時介護・看護している	介護・看護の必要がなくなるまで
（５）災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終了するまで
（６）求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	3 か月間
（７）就学	学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている	在学期間
（８）虐待・DV	虐待やDVのおそれがある	必要と認められる期間
（９）育児休業	在園児のみ ※新規申し込みはできません	産まれた子が 1 歳に達した年度末まで ※ただし、5 歳児については継続利用を認めています

（注）産前・産後を事由で入所された場合は、産前・産後の認定期間終了後は、原則退園となります。ただし、在園期間中に、「（２）産前・産後」以外で保育を必要とする事由に該当する場合は、変更手続きすることにより利用期間を延長することができます。（※（９）育児休業での延長はできません。）

☐ 募集する人数について

保育所等が受け入れ可能な人数となります。希望する保育施設において、受け入れ可能な人数の上限に達している場合、申し込み受付は行いますが在園児の退園等により受け入れが可能になるまでお待ちいただくことになります。

ただし、希望園が複数ある場合は、そのうちの受け入れ可能な園について入所選考いたします。

☐ 保育所等入所にかかる利用調整について

児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされる児童から入所決定となります。保育の必要性を、保育の実施基準及び調整項目で点数化することにより利用調整を行います。（参考 15・16 ページ）

2 給付認定について

保育所等を利用するためには、児童の年齢、保育を必要とする事由に応じた「こどものための教育・保育給付認定（以下「給付認定」という。）を受けていただく必要があります。給付認定は、保護者が居住する市町村にて行います。

他市町村への転出又は他市町村からの転入の際は、その都度、給付認定が必要となります。

☐ 認定区について

給付認定区分	児童の年齢	利用時間・形態	利用できる施設
1号	満3歳以上	4時間程度／日（教育標準時間） ※幼稚園のような形態	幼稚園 認定こども園
2号		上限11時間／日（保育標準時間） 上限8時間／日（保育短時間） ※保育園のような形態	保育園 認定こども園
3号	満3歳未満		保育園 認定こども園 小規模保育事業所 等

☐ 保育必要量について

保育の必要量については、「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。区分に応じて保育所等を利用できる時間が異なります。基本的な通常保育時間は午前8時15分から午後4時15分となります。（園により多少異なります。）

認定された時間は、利用することが可能な最大枠として設定されるものです。実際に保育を必要とする時間（就労時間＋通勤時間）で施設をご利用ください。家庭で保育できる場合は、認定時間内であってもすみやかに迎えをお願いします。

保 育 短 時 間	・ 1 か月の就労時間が64時間以上120時間未満の方 ※求職活動・育児休業の方は基本的に短時間認定となります。
保 育 標 準 時 間	・ 1 か月の就労時間が原則120時間以上の方 ※1か月の就労時間が120時間未満であっても、通勤時間等を考慮し標準時間認定とする場合があります。

例）町立保育園の場合

7:30	8:15	16:15	18:30	19:00
時間外保育	通常保育時間		時間外保育	
	保育短時間（8時間）			
保育標準時間（11時間）				

※時間外保育は別途料金がかかります。園により料金が異なりますので、利用を希望する園にご確認ください。

3 令和8年4月1日入所の申し込みについて

申し込み締め切りに間に合うようように、必要書類をそろえて提出してください。ただし、先着順ではありません。

(1) 一時選考入所申し込み

申請書配布	配布日：令和7年9月16日（火）から（土日・祝日は除く） 午前8時15分から午後5時00分まで 配布場所：こども未来課・保育園・小規模保育事業所 ※吉田町のホームページからもダウンロードできます。
受付期間	日時：令和7年9月16日（火）から10月20日（月）まで （土日・祝日は除く） 午前8時15分から午後5時00分まで
提出場所	・初めて保育園等を利用される方：こども未来課 ・きょうだいが保育所等を利用中の方：利用している保育所等
親子面接	令和7年10月26日（日）保育園にて面接を実施します。 詳細は申込時にご案内します。 ※きょうだいが町立園を利用中の児童、小規模保育所や他市町の園を第一希望としている児童は、対象外とします。
注意事項	上記受付期間後（二次選考）の申し込みはできますが、一次選考で定員枠に達する場合があります。
結果通知	令和8年2月上旬に郵送予定

※申請書配布及び申請受付は日曜開庁で行いません。

(2) 二次選考入所申し込み

一次選考後に受け入れ可能な人数に満たなかった場合や内定者の辞退で空きがでた場合などに二次選考を行います。

受付期間	日時：令和7年10月21日（火）から令和8年2月27日（金）まで （土日・祝日は除く） 午前8時15分から午後5時00分まで
提出場所	こども未来課
親子面接	随時行います。詳細は申込時にご案内します。 ※きょうだいが町立園を利用中の児童、小規模保育所や他市町の園を第一希望としている児童は対象外とします。
結果通知	令和8年3月上旬までに郵送予定

(3) 注意事項

- ① 申込書は児童1人につき1枚です。
- ② 申請書提出後の希望園の変更は原則受け付けませんので、十分に検討のうえご提出をお願いします。
- ③ 1歳児未満の保育の受け入れについて、入園資格に加え、児童の発達や離乳状態等を確認し、個別に判断します。また、児童の発育や離乳状態によっては入所できない場合もあります。

※申請受付から認定通知までの事務処理期間は通常 30 日以内ですが、選考という特殊な作業により審査事務が集中し、時間を要するため、上記の時期になることと、通知予定時期が審査状況により多少前後することをご了承ください。

4 令和8年5月以降入所の申し込み受付期間について

5月以降の入所の申し込み締め切り日は以下のとおりです。書類の不足、不備等で締め切りに間に合わない場合は選考の対象となりませんので、余裕をもってお申し込みください。

入所月	受付期間	入所月	受付期間
令和8年5月	3月2日～3月31日	11月	9月1日～9月30日
6月	4月1日～4月30日	12月	10月1日～10月30日
7月	5月1日～5月29日	令和9年1月	11月2日～11月30日
8月	6月1日～6月30日	2月	12月1日～12月28日
9月	7月1日～7月31日	3月	1月4日～1月29日
10月	8月3日～8月31日		

5 申し込みの確認事項について

(1) 申し込みについて

- ・入所開始日は、毎月1日からとなります。（※月途中の入所はありません。）
- ・令和8年度に申し込みをされた場合は、令和9年3月入所分まで有効です。月ごと申し込む必要はありません。申し込み内容に変更が生じた場合は、その都度お知らせください。
- ・選考の結果、保育所等に入れない場合には、「保育所等利用保留通知書」を発行します。保育所等利用保留通知書の通知は、申し込み初回の月のみとなります。
- ・翌月以降の選考結果について、入所可能となった場合のみ、こども未来課から電話連絡します。

(2) 就労予定や育児休暇明けの申し込みについて

- ・入所した月の翌月末までに就労を開始していただくことが条件となります。
- ・入所後、就労証明書または給与証明等の就労開始が確認できるものを提出していただきます。また、申し込み時に就労証明書に記載されているものと同じ就労先、就労形態でない場合や、就労開始（復帰）予定日に就労しない場合は退所していただく場合があります。

(3) その他

- ・休園日は各園に確認をお願いします。町立園では、土曜日、夏期保育や年末年始は、給食の食品ロスを減らすため、各園で、保育の希望を確認させていただきます。
- ・食物アレルギー、ハラール、持病等で個別の対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。



6 町外からの申し込み、町外施設への申し込みについて

(1) 吉田町以外にお住まいで吉田町内の保育所等を希望される方

申 請 先	お住まいの市町村の保育担当課	・申請方法については、事前にお住まいの市町村保育担当課にご確認ください。
受 付 締 切	4月入所…令和7年10月20日（月） 5月以降…「4 令和8年5月以降入所の申し込み受付期間について」にあるとおり	・申し込み締め切りは、いずれも吉田町こども未来課必着です。
必 要 書 類	給付認定・保育所申し込みに必要な書類一式	・お住まいの市町村の様式を使用してください。吉田町への転入予定のある方は「転入に関する申立書」（吉田町のホームページからダウンロードできます）もご提出ください。
注 意 事 項	吉田町に転入予定の方は、入所の前月末日までに転入手続きを行い、吉田町こども未来課にて再度給付認定の手続きをお願いします。	

(2) 吉田町にお住まいで吉田町以外の保育所等を希望される方

吉田町に在住で、町外の保育所等を希望される方は、事前にご自身で入所希望先の市町村の保育担当課へ必要な書類などを確認してください。

申 請 先	吉田町こども未来課 ※保育所や小規模保育事業所等の保育認定を希望される場合	・認定こども園（幼稚園部）、幼稚園の利用を希望される場合は、直接、施設へ申し込みください。
受 付 締 切	入所希望先の市町村にご確認ください。	・申し込み締め切りまでに入所希望先の市町村の保育担当課へ書類を送付しなければならないため、最低でも締め切り日の1週間前までにご提出ください。
必 要 書 類	給付認定・保育所申し込みに必要な書類一式 その他申し込み先の市町村が求める書類	・吉田町の様式を使用して申請します。
注 意 事 項	転出を伴わない申し込みは、その市町村の住民の選考が優先となりますのでご承知おきください。また、選考結果の通知についても遅くなることがあります。	



7 申し込みに必要な書類について

次の書類をこども未来課、町立保育園または小規模保育事業所に提出してください。

(1) すべての方に提出していただく書類

No.	内容		新規	継続	
①	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書※在園児は現況届兼保育利用申込書		○	○	
②	同居以外の祖父母の状況		○	○	
③	世帯状況等調査票		○		
④	園児の状況調査票	・児童1人につき1枚 ・お子さんの心身の状態や発育、発達等についてご心配な点がある場合は必ず記入してください。	○		
⑤	アレルギー調査票		○		
⑥	保育園でよく提供する食品一覧表（園提出用のみ）		○		
⑦	保育の利用を必要とする事由を証明する書類	・児童の父母の書類は必須。 ・世帯分離にかかわらず同居所に住んでいる65歳未満の方全員分提出してください。※提出がない場合は優先順位が下がります。	○	○	
		就労			就労証明書（証明日が申請日から3か月以内のもの） ※書式は役場ホームページ内の保育園の申請様式を使用してください。（2ページ参照） ・自営業等…確定申告（第1表及び第2表）のコピー（最新のもの）を添付 ・起業予定者…開業届のコピーを添付 ・内職者…直近3か月分の給与明細書コピーを添付
		産前・産後			母子手帳の写し（表紙及び出産予定日の記載ページ）
		求職活動			求職活動支援機関等利用証明書・求職活動等申告書及び同意書
		疾病・障害			診断書…保育が困難な状況、傷病名、治療期間等が記載されたもの 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名及び認定期限がわかるもの）
		介護・看護			申立書及び介護保険証又はケアプラン等のコピー
		災害復旧			罹災証明書
		就学			在学証明書又は学生証及びカリキュラム等のコピー

※保育の利用を必要とする事由を証明する書類は、放課後児童クラブ、幼稚園の入所や現況届の書類と兼ねることがありますので、必要な場合は写しをとって保管しておいてください。

(2) 該当する方のみ提出していただく書類

①	ひとり親世帯（新入園児のみ）	戸籍謄本の原本又はコピー 離婚調停中の方は裁判所や弁護士の証明書
②	保護者、申し込み児童、同居している右記の手帳のいずれかをお持ちの方	障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名及び認定期限がわかるもの）
③	令和7年1月1日現在、日本国外にお住まいで国内に課税がない方	海外収入申告書【令和6年中の所得額・控除額がわかる書類（会社からの給与支払い証明書等）】 ※外国語の場合、日本円での換算及び日本語への翻訳もお願いします。
④	申請時点で吉田町へ転入予定の方	転入に関する申立書及び賃貸契約書・売買契約書のコピー

8 申し込みの流れ

4月入所希望

①申し込み

○持ち物

- ・申請書類一式
- ・提出される方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証等写真付き)

○申請書類の受付期間

令和7年9月16日(火)から
10月20日(月)まで(平日のみ)
午前8時15分から午後5時00分まで

○書類の提出先

こども未来課・町立保育園・小規模保育事業所

②親子面接

※きょうだいが町立園を利用中の児童や、小規模保育所と他市町の園を第一希望としている児童は対象外とします

○持ち物…ありません

○実施日…令和8年10月26日(日)

○会場…申し込み時に案内します

○面接内容

利用希望園の確認、児童及び世帯の状況確認等

③選考結果の通知

利用調整の結果、郵送にて「認定決定通知書」、「認定証」、「利用施設承諾決定通知書」を発送します。また、入所保留となった場合は、「保育所等利用保留通知」を発送します。

○発送時期…令和8年2月上旬

④承諾の場合

○おインターン等の案内

保育所から通知又は案内があります。

④入所保留の場合

○二次選考に申し込みできます

申請締切 2月27日
結果通知 3月上旬

⑤入所

入所後、給与証明等の就労開始が確認できるものを提出

※一次選考の結果、受入枠がない場合は行いません。

⑤5月以降の選考へ

5月以降の入所希望

①申し込み

○持ち物

- ・申請書類一式
- ・提出される方の本人確認ができるもの
(マイナンバーカード・運転免許証等写真付き)

○申請書類の提出期限

利用希望月の2か月前の平日の末日

○書類の提出先

こども未来課

②選考結果の連絡(毎月10日までに)

申請者全員の選考を行い、選考結果を電話連絡します。

③承諾の場合

認定決定通知書、認定証、施設利用承諾書を郵送します。

③入所保留の場合

保育所等利用保留通知書を郵送します。
※保留通知書は申し込み初回の月のみの通知となります。

④おインターン等

保護者から入所が決定した園へ連絡し、おインターン等を受けてください。

④翌月以降の選考へ

翌月以降、年度内の選考をします。
入所可能な場合のみこども未来課から電話連絡します。

⑤入所

入所後、給与証明等の就労開始が確認できるものを就労開始後1カ月以内に提出



9 利用者負担金（保育料）について

（１）保育料決定方法（参考 17 ページ）

保育料は、保育の必要量（標準時間・短時間）、世帯の町民税の所得割税額に応じた段階的な料金設定となります。原則として、父母の町民税額を基礎としますが、父母ともに非課税で、祖父母と同居の場合は町民税所得割額が多い方で算定します。

◎幼児教育・保育無償化について

3歳児から5歳児のすべてのこどもと、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯のこどもについて保育料が無償になります。

- ・年齢が満3歳に到達したことにより、認定区分が3号から2号に切り替わっても、その年度中は3号認定の保育料を適用します。
- ・施設の種別（保育所・小規模保育事業所）を問わず同じ保育料となります。
- ・マイナンバー制度に基づく情報連携により、他の行政機関から直接課税情報の入手をしますが、正常な情報が得られない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- ・未申告につき課税がされない場合は、最高額で徴収されますので、必ず申告してください。収入のない方も必ず住民税の申告をしてください。
- ・海外赴任等により、日本での収入がない場合は、勤務先で給与の証明を受けてください。（外国語の場合、日本円での換算、翻訳もお願いします。）

（２）保育料算定の時期

4月から8月分までは前年度、9月から翌年3月分は当年度の町民税をもとに保育料を決定します。毎年9月に保育料の見直しを行いますので、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

令和8年度の保育料

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和7年度町民税による算定					令和8年度町民税による算定						

（３）保育料の負担軽減

多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。きょうだいで利用する場合、就学前の児童から順に2人目を半額、3人目以降は無料となります。

（４）時間外保育料

保育の必要量に応じた上限時間を超えた保育には、時間外料金がかかります。（料金は園によって異なります。）

(5) 保育料以外の費用負担

保育用品や延長保育料など保育料以外の実費負担があります。詳しくは入園を希望する施設へ事前に確認してください。

(6) その他

保育料等を滞納した場合、児童手当から保育料を徴収する場合があります。

10 副食費（給食費）について

0歳児から2歳児までの児童については、保育料に含まれているため、副食費はかかりません。

3歳児から5歳児までの児童の副食費（給食費）については、保護者負担となります。

年収360万円未満相当世帯の児童及び全ての世帯の第3子以降の児童については、副食費の費用が免除されます。第3子のカウント方法は保育料と同じです。

11 入園後の注意事項について

(1) 給付認定の変更手続きについて

入所後に認定内容に変更がある場合には、手続きが必要です。また、認定には有効期間がありますので、継続入所（在園）を希望される場合は早めにご利用園にて手続きをお願いします。

- ・給付認定の「保育を必要とする事由」に変更があったとき。

例）求職活動⇒就労 就労⇒妊娠・出産 就労⇒疾病・障害 妊娠・出産⇒育休
ただし、1カ月以内の疾病・障害や育児休業は除く

- ・住所を変更したとき。（吉田町から転出した場合は、認定期間内であっても支給認定証は無効となります。）
- ・婚姻、離婚、出生、祖父母の同居等、世帯員に増減があったとき。
- ・就労先、勤務時間、雇用期間など就労状況が変わったとき。
- ・育児休業取得後、復職したとき、または復職日が変更となったとき。
- ・同居している家族が障害者手帳を取得または喪失したとき。
- ・保育必要量を変更したいとき（保育標準時間⇔保育短時間）

(2) 退所について

- ・家庭の状況が変わったことで「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合には、退所の対象となります。在園している園で退所の手続きをお願いします。
- ・保護者が就労せず、その状態が3か月以上続いた場合。また、こども未来課に連絡がないままその状態が判明した場合。
- ・保護者が出産を理由に退職した場合。ただし、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までは産前・産後要件で入所することができます。

- ・吉田町から他市町村へ転出する場合、転出した日の属する月の月末まで利用できます。転出した翌月以降（月初め1日を入所日とする。）も保育施設の利用継続を希望する場合は、転出先の市町村に広域入所の申請をする必要があります。
- ・特別な理由がなく1か月以上登園しなかった場合。
- ・保育料の滞納がある場合は、継続して入所できないことがあります。

（３）現況届について

入所後、毎年９月から１０月の間で現況届の提出があります。保育の必要性が継続されているかを確認するために就労証明書等の提出もお願いしています。書類の提出が確認されない場合や提出書類が保育を必要とする理由を満たさない場合は、保育の必要性がないとみて退所となります。

- ・届け出なく就労していない期間が３か月以上あると判明した場合。
- ・就労時間月６４時間を満たさない期間がある場合。
- ・申請内容や就労証明書の内容に明らかな虚偽がある場合 等

1 2 その他保育事業

（１）一時預かり

就学前の子育て家庭において、保護者の急な就労、入院や冠婚葬祭などにより、ご家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を一時的にお預かりする事業です。

区分	説明		
実 施 施 設 (問合せ・申込先)	吉田町立すみれ保育園 電話 0548-32-1117		
対 象 児 童	教育・保育給付認定を受けていない生後９か月から就学前までのこども		
開 設 時 間	月～金曜日 8:00～17:00（※祝日・年末年始は除く）		
利 用 料	最初の４時間まで 1,000 円 ４時間を超える場合は、１時間ごと 250 円を加算 ※給食費は別途		
申 込 期 限	利用希望日の前月の末日まで ※緊急時は要相談		
利 用 期 間	①非定期保育	保護者の就労、職業訓練、就学等により、家庭における保育が断続的に困難となる乳幼児	週３日
	②緊急保育	保護者の傷病、入院、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭等の事由により、家庭での保育が一時的に困難となる乳幼児	月 15 日
	③私的理由等による保育	保護者の育児等に伴う精神的、身体的負担を軽減する等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となる乳幼児	週 1 日

（２）病後児保育

けがや病気の回復期のお子さんをお預かりする病後児保育を実施しています。

- ・利用の流れ
 - ①すみれ保育園に利用日前日までに電話連絡
 - ②かかりつけ医療機関を受診し、医師に傷病の回復期である旨を「利用連絡票」に記入してもらう。（※利用連絡票は有料です。）
 - ③病後児保育室の利用申請

区 分	説 明
実 施 施 設 (問合せ・申込先)	吉田町立すみれ保育園 電話 0548-32-1117
対 象 児 童	町内在住の生後9か月から就学前までの下記の条件両方に該当する お子さん。 ①傷病回復期にあり集団保育が困難 ②保護者の勤務などの都合で家庭での保育が困難
対 象 傷 病	消化不良症、水疱、風疹、骨折など
利 用 料	1日 1,000 円（※給食費は別途）
開 設 時 間	月～金曜日 8:15～17:00（※祝日・年末年始は除く）

□吉田町内の保育所等一覧表

設置者	保育所施設名	住所 (電話番号)	定員	受入れ 対象児	保育 短時間	保育 標準時間	最大延長 保育時間	一時預 かり	病後児 保育
吉田町	すみれ保育園	吉田町川尻 791 32-1117	180	9か月 ～ 5歳児				○	○
	さくら保育園	吉田町住吉 1621-1 32-0414	120	10か月 ～ 5歳児	8:15 ～ 16:15	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 19:00	—	—
	さゆり保育園	吉田町片岡 805-1 32-1650	130					—	—
	わかば保育園	吉田町神戸 2092-1 32-0016	160					—	—

○土曜保育はすみれ保育園での合同保育となります。時間は 7：30～18：30、申込は各園で受け付けます。

設置者	小規模保育所 施設名	住所 (電話番号)	定員	受入れ 対象児	保育 短時間	保育 標準時間	最大延長 保育時間	一時預 かり	病後児 保育
(有)キャラ	クローバー保育園	吉田町片岡 855-1 33-0099	15	8か月 ～ 2歳児	8:15 ～ 16:15	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 19:00	○	—
(株)グローアップ	保育所 グローアップ吉田園	吉田町片岡 2408-1 23-3558	18	4か月 ～ 2歳児	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	—	—
(株)ベッツ	ブティ吉田園	吉田町神戸 651-8 23-3988	19	7か月 ～ 2歳児	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	7:30 ～ 18:30	○	—
(有)リアス	グリュックリッヒ 保育園	吉田町川尻 778-5 23-3345	19	6か月 ～ 2歳児	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	7:00 ～ 20:00	○	—

○土曜保育については、各園で実施しています。時間、利用申込等詳細については、各園にお問い合わせ下さい。

○園紹介パンフレット（※園選びの参考としてください。）

町立保育園	クローバー保育園	保育所 グローアップ吉田園	ブティ吉田園	グリュックリッヒ 保育園
				

1.3 幼稚園のご利用について

(1) 幼稚園利用の申し込みについて

利用申込書の配布や提出先は利用希望の幼稚園です。詳しくは幼稚園に直接問い合わせてください。

(2) 幼稚園利用の無償化について

満3歳を含めて3歳から5歳までのすべてのこどもが月額25,700円まで無償となります。ただし、実費負担分（通園送迎費・給食費・行事費等）などは対象となりません。

※幼稚園利用料及び実費負担分は、園により異なりますので、直接利用希望園へご確認ください。

(3) 預かり保育について

「保育の必要性」がある場合には、預かり保育の利用も無償化されます。

保育の必要性については、吉田町の認定が必要です。認定は園を通して町が行います。

預かり保育の利用日数×450円を上限として3歳から5歳までは月額11,300円まで、満3歳で住民税非課税世帯は月額16,300円まで無償となります。

保護者は、幼稚園に預かり利用料を支払っていただき、利用実績の申請をすることで、利用料のうち無償化となる分を町から保護者へお返しします。

※償還時期は年4回です。申請方法は町又は園を通してお知らせします。

(4) 副食費（給食費）について

年収360万円未満相当世帯と小学校3年生のこどもから数えて第3子以降については、副食費の助成が受けられます。

□ 吉田町内の幼稚園一覧表

設置者	施設名	住所	定員	受入れ 対象児	保育時間	預かり保育時間 (長期休暇時期も実施)
		(電話番号)				
学校法人 住吉学園	ひばり幼稚園	吉田町片岡 855-1	240	満3歳 ～ 5歳	9:00～15:00	7:30～8:30 (無料)
		0548-32-0183				15:00～18:00 (無料)
学校法人 川尻学園	ちどり幼稚園	吉田町川尻 778-5	210		10:00～15:00	7:30～9:30 (無料)
		0548-32-6140				16:00～18:00※ ※新2号認定は無料

○園紹介パンフレット（※園選びの参考としてください。）

ひばり幼稚園	ちどり幼稚園
	



☐ 保育の実施基準及び調整項目

保 育 の 実 施 基 準

園 児 名	採点者	確認者	点数①	合計(①+②)
			点	点

区分		保護者の状況			父	母	
①	就労している	居宅外労働	該当するものに✓ ☐ 外勤	1週あたり40時間以上の就労が常態	10	10	
			☐ 居宅外自営	1週あたり37.5時間以上の就労が常態	9	9	
			☐ 自宅と店舗等が同一又は隣接敷地内でない	1週あたり30時間以上の就労が常態	8	8	
			☐ 上記に該当しないが、常時危険物（大型機器・劇薬・火気・刃物等）を取り扱うため就労中の保育の危険がある	1週あたり20時間以上の就労が常態	7	7	
				1週あたり16時間以上の就労が常態	4	4	
		居宅内労働	該当するものに✓ ☐ 内勤 ※テレワークなど常時在宅勤務の場合を含む	1週あたり40時間以上の就労が常態	9	9	
			☐ 内職	1週あたり37.5時間以上の就労が常態	8	8	
				1週あたり30時間以上の就労が常態	7	7	
				☐ 居宅内自営 ※農業を含む	1週あたり20時間以上の就労が常態	6	6
			☐ 居宅内自営 ※農業を含む	1週あたり16時間以上の就労が常態	3	3	
求職活動	申込時に求職活動を実施している		1	1			
②	産前・産後	（出産予定日の6週間前の日が属する月を入所希望日とする。母子手帳写し添付）					10
③	疾病・障害	疾病等	☐ 入院者	1ヶ月以上	10	10	
				2週間以上1ヶ月未満	7	7	
			☐ 通院者	週4日以上	7	7	
				☐ 自宅療養者 ※証明書類：診断書・ケアプラン等コピー	常時伏臥、感染症等	10	10
			☐ 障害者 ※証明書類：ケアプラン・手帳等コピー		上記以外で日常生活に支障があり、介護が必要	6	6
				介護を要する（概ね1.2級またはA判定程度）	7	7	
				保育に支障がある（概ね3級またはB判定程度）	6	6	
				上記以外で必要と思われるもの（4級以下）	5	5	
④	介護・看護	親族等の看護	☐ 週5日以上	日中の所要時間が8時間以上	8	8	
				日中の所要時間が4時間以上	6	6	
			☐ 週4日以内	日中の所要時間が8時間以上	7	7	
				日中の所要時間が4時間以上	5	5	
		親族等の在宅介護 （主に介護している者） ※証明書類：診断書・ケアプラン等コピー	重度の介護を要する （要介護認定区分における要介護4以上）		7	7	
			中程度の介護を要する （要介護認定区分における要介護3程度）		6	6	
			軽度の介護を要する （要介護認定区分における要介護2程度）		5	5	
⑤	災害復旧	災害等（火災等による家屋損壊等の復旧のため保育ができない場合）※罹災証明書等				10	
⑥	就学	学校・職業訓練学校等への通学		1週あたりの就学時間が計30時間以上	8	8	
		※証明書類：学生証・カリキュラム表等		1週あたりの就学時間が計16時間以上	4	4	
⑦	虐待・DV	虐待・DV			※		
⑧	上記①～⑦に類すると認められる場合（算定指数は上記①～⑦の指数を準用）					1～10	

「※」は、該当子ども及び世帯の状況に応じて個別判断する。

調 整 項 目

点数②
点

児童の家庭の状況等		
(加点)		調整点数
1	生活保護世帯	+2
2	ひとり親世帯、離婚調停中、里親	+12
3	3人以上の多子世帯(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合	+1
4	父母のどちらか単身赴任である世帯	+1
5	利用希望児童が障がい有する場合	+2
6	同居の親族(父母・兄弟姉妹・祖父母)が障がい有する場合	+2
7	祖父母が町外在住	+1
8	兄弟姉妹が入所希望施設にすでに在籍している	+3
9	兄弟が別々の保育所等に在園していて同一の保育所を利用するために転園を希望する場合(4月入所時)	+1
10	兄弟姉妹(多胎児)が同一の保育所等を同時に申し込む場合	+1
11	父又は母が保育士、保育教諭として勤務、又は、勤務予定である	+1
12	一時預かり(私的理由を除く)・認可外保育施設利用等を常態としている場合	+3
13	転居等により、転園が特に必要であると認められる場合	+1
14	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(倒産・リストラ等)	+2
15	第2子以降の出産(又は育児休業取得)のため一旦退園した児童が父母の就労等により再入所を希望する	+3
16	やむをえず入所できずに待機をしている場合(自ら希望している場合を除く)ー1ヶ月につき1点	+1～
17	年齢上限がある保育所等(小規模保育施設等)を卒園する場合 ※卒園施設の連携園を希望する場合	+4
18	年齢上限がある保育所等(小規模保育施設等)を卒園する場合 ※卒園施設の連携園以外を希望する場合	+3
19	閉園等による保育施設継続不可の場合	+3
20	育児休業終了等の復職	+2
21	保育実施基準④の事由「障害」以外の事由に該当する父母が、④に記載された障害(障害者手帳1級程度)に該当する場合	+5
(減点)		
1	同居の親族が65歳未満で無職の場合(ひとりにつき)	-5
2	兄弟姉妹(保育実施基準の④以外)を家庭内で保育している場合	-2
3	父又は母の就労につき、月平均勤務日数が12日未満(週3日未満)である場合	-2
4	市外在住者(転入予定者を除く)ただし転入後の住所地が未定の場合は市外在住者とみなす	-10
5	保育料の未納がある世帯(卒園児を含む)	-5
6	理由もなく入所申請期間を過ぎて申請書提出の場合(4月入所)	-3
(その他)		
上記以外の世帯等の特殊事情		※

「※」は、当該子ども及び世帯の状況に応じて個別に判断する。

□吉田町の保育料

吉田町では、国が定めた基準額より軽減した保育料を設定しています。

(令和元年 10 月～)

階層 区分	月額保育料						
	定義	1号認定	2号認定	3号認定			
			国基準 ※参考	0～2 歳児			
				区別	標準時間	短時間	
第1	生活保護	無償	無償	0		0	0
第2	町民税均等割 非課税世帯			0		0	0
第3	町民税所得割 非課税世帯			19,500	第1子	10,000	9,800
					第2子	5,000	4,900
					ひとり親世帯他	4,500	4,400
					ひとり親世帯で 第2子以降	0	0
第4	所得割課税世帯 (48,600 円未満)				第1子	13,000	12,800
					第2子	6,500	6,400
					ひとり親世帯他	6,000	5,900
					ひとり親世帯で 第2子以降	0	0
第5	所得割課税世帯 (77,101 円未満)			30,000	第1子	19,000	18,600
					第2子	9,500	9,300
					ひとり親世帯他	9,000	9,000
		ひとり親世帯で 第2子以降	0		0		
第6	所得割課税世帯 (97,000 円未満)		23,000		22,600		
第7	所得割課税世帯 (133,000 円未満)	44,500		28,000	27,400		
第8	所得割課税世帯 (169,000 円未満)			32,000	31,400		
第9	所得割課税世帯 (211,201 円未満)	61,000		36,000	35,200		
第10	所得割課税世帯 (235,000 円未満)			39,000	38,400		
第11	所得割課税世帯 (301,000 円未満)			45,000	44,200		
第12	所得割課税世帯 (397,000 円未満)	80,000		50,000	49,200		
第13	所得割課税世帯 (397,000 円以上)	104,000		60,000	59,000		

○ 認定こども園や保育園等をきょうだいが同時に利用する場合、第2子半額、第3子以降は無料となります。

(3号認定の第2階層までについては、第2子以降は無料となります。)

なお、第2子の判定方法については、第2階層から第5階層中の町民税所得割課税額が57,700円未満の世帯に関しては、兄弟の年齢に関わらず上からカウントします。

○ 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者（児）のいる世帯の利用者負担額は、ひとり親世帯他の段をご参照ください。

この場合、第5段階までは、第2子以降の利用者負担額が無料となります。

○ 満3歳に達する年度の利用者負担額は、3号認定の額が適用されます。

○ この利用者負担額のほか、各園によっては給食費や延長保育料などの実費徴収があります。

メモ